

第10回定時代議員総会

青税10周年盛大に

横浜へ全国から同志集う

十六日は産業貿易センターにおいて分科会によるシンポジウムが開催され、「税理士の社会的地位向上のために」を共通テーマにて活発な討論が行なわれた。続いて県民ホールに移り、夕方六時より懇親会（前夜祭）が催され、新しく発足した単位青税の紹介、歴代会長のあいさつ、歌あり、なごやかに過ごした。

翌日は県民ホールにて、シンポジウムの総括報告、第十回定時代議員総会が開催された。

来賓に各党国會議員をはじめ業界の代表、友好団体を迎え、祝電も次々と寄せられてきた。

そして議事も積極的な質疑の中で順調に進行し小林繁夫君以下新役員が誕生し、新たなる決意を固めることが出来た。

全国青年税理士連盟十周年記念横浜大会は、七月十六日、十七日の両日、神奈川県横浜市にて盛大に挙行された。

全国青年税理士連盟十周年記念横浜大会は、七月十六日、十七日の両日、神奈川県横浜市にて盛大に挙行された。

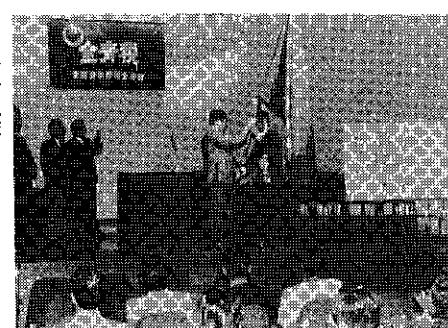


全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 連盟本部	5-20-11 第1シルバービル5F	人林繁夫 電話 03(354)4162 会
		人龜邦俊 発行小集石 編長 広報部長



大会概報



湖東会長
ご苦労でした

ガンバレ新役員

全青税旗
横浜から鹿児島へ

仙台青税クラブ

岡山青税クラブ

第一号議案 昭和五十一年度事業報告に関する件

執行部より、「公益法人等税務指導と法改正に関する要望書を日税連に提出」の件、日税連幹部との懇談会開催の件、「日本公認会計士政治連盟、第一税理士協議会の税理士法改正要望書・批判」について、反論を行なった件、新たに仙台、埼玉、千葉、岡山に青税組織が誕生した件、次回の大会開催地が鹿児島に決定した件等々について報告された。

第二号議案 昭和五十一年度収支決算書・貸借対照表並びに財産目録承認の件
収支決算の状況と財産状態について、佐藤経理部長より詳述された。

第三号議案 昭和五十一年度会計監査報告の件

会計監事より、適正にして正確であった旨の報告があった。

第四号議案 昭和五十二年度事業計画承認の件

昨年にならい、計画の具体化は新執行部の各部担当者にゆだねる方針に基づき次の基本大綱のみ提案された。

第五号議案 昭和五十二年度収支予算案承認の件

総額約一千二百万円の予算案が佐藤経理部長より提案された。

一、会社法全面改正に対処
三、税制の民主化を阻害する一
般消費税（付加価値税・大規
模売上税等々）に積極的に対
処
四、小企業対策は税理士会の自
主性のものを

五、税理士制度をめぐる二つの
訴訟に支援を

六、全国各地に単位青税を組
織し、来年は鹿児島で大会を

以上に議案に対し活発な質疑応
答後、満場一致で原案どおり可決
された。
第六号議案 役員改選の件
小林繁夫新会長が推薦され、新
執行部が誕生し、決意を新たにし
た。
第七号議案 大会宣誓採択の件
別掲の大会宣言が万雷の拍手の
中で採択され、第十回定時代議員
総会は、議案すべてとどこおりな
く審議を終了した。
× × × ×

総会の前日は、分科会によるシ
ンボジウムが開催され、夕刻より
懇親会（前夜祭）が行なわれムード
あるヨコハマの夜を満喫した。

うまい！
十年の酒・横浜の酒

主張

十周年記念横浜大会終る！

士連盟は、去る七月十六日、十七日の両日にかけて、分科会によるシンポジウム、定時代議員総会とそれぞれ盛大に開催された。

分科会によるシンポジウムにおいては「税理士の社会的地位向上」のために「共通テーマ」とし、(1)「租税制度への提言」(2)「事務所経営と税理士業務への提言」(3)「税理士制度への提言」のテーマで発表があり討論が行なわれた。

とくに「事務所経営と税理士業務への提言」の中で(1)税理士事務所の法人化について、(2)職業保険制度導入について、(3)税理士報酬制度について、(4)広告禁止について(5)兼業禁止についてそれぞれユニークな提言があり、会員の関心を大きく高めた。

この十周年記念横浜大会が盛り裡に終了することが出来たのも会員の多大なご協力と地元の神奈川青年税理士クラブのご労苦のおかげであることをお伝えしておきた

税理士法改正問題に積極的に対処！

先の定期総会においても報告されたとおり、この一年間をふり返ってみると、我々の活動の中心は「税理士法改正問題」であった。

一つには、日税連が会員に周知徹底を図ることなく、独断にて制定した「公益団体等に対する派遣規則」を改正税理士法の中に盛り込もうとする動きがあつた事について、いち早く、この問題を真ちに取消すことを要望したことである。

二つには、日税連の幹部と税理士法改正の問題を中心に懇談を行ない、具体的に現在進めていく法改正の進捗状況について質問をして、いわゆる「基本要綱」の堅持を訴え、「基本要綱」の堅持を深め、税理士界の政策を考へ、より一層の團結をし前進していくことを決意しなければならない。

最近の「法改正の動向」

最近の「税理士界」の七一一号の中の自民党財政部会のメンバーと日税連・税政連幹部との間で行なわれた六月十六日の会談内容によると、「税理士法改正法の成案を得た場合」これが国会への早期提出を図るために税制調査会ないし政務調査会の審議を省略できるのではないかといふこと……について山下元利自民党財政部会長の力強い同感が得られた……」と伝えている。

それから第七一一号は、法案が今年度に国会に上程されることを示唆している点にも注目される。

日税連としては、政府案の内示

会等が発表した、「日税連の税理士法改正要望書・批判」に対して反対することをお伝えしておきた

我々はこの「要望書・批判」は我

が税理士会に対する重大な挑戦である事を指摘し、このまま放置する事が出来ないと判断し、あえて論を行ない、小冊子を発表した。

この「要望書・批判」に対して反対運動を行なうと、このまま放置する事があると判断し、あえて論を行ない、小冊子を発表した。

このように、この一年間の一連の動きからみて、日税連の進めている法改正の道は決して楽観できる状況ではなく、むしろ厳しい状況が待っているような感じさえ持たれるのである。

この「税理士が納税者の権利を擁護すること」「税理士の代理権の明確化」「税理士会の自主権の確立」等が実現される改正を主張してきた。今後も引き続き「基本要綱」の堅持を訴え、「基本要綱」の堅持を深め、税理士界の政策を考へ、より一層の團結をし前進していくことを決意しなければならない。

この「税理士が納税者の権利を擁護すること」「税理士の代理権の明確化」「税理士会の自主権の確立」等が実現される改正を主張してきた。今後も引き続き「基本要綱」の堅持を訴え、「基本要綱」の堅持を深め、税理士界の政策を考へ、より一層の團結をし前進していくことを決意しなければならない。

一、税理士の社会的地位の向上を目指し、納税者の権益を擁護する税理士法改正運動の先頭に立とう。

二、国民大衆と中小企業者を圧迫し、租税制度と税理士制度を根底からやるがす一般消費税の導入を阻止しよう。

三、中小企業の切捨てにつながる会社法改正に断固反対しよう。

以上の目的を達成するためわれわれ全国青年税理士連盟の組織を拡大、強化しよう。

昭和五十二年七月十七日



決意表明する新役員

大会宣言

全国青年税理士連盟は、第10回定期代議員総会の名において次の通り宣言する。

全国青年税理士連盟は、第

二年間会員の協力に感謝
昭和五十年七月の奈良大会において荻野弘康前会長から引き継ぎ二年間全国青税連の会長の大役をお引き受けして來た。

私が会長に就任してはじめに申し上げたのは『税理士のブラックリスト事件』であった。国税局が税理士及弁護士のなかで特定の者を名指してこれをリストアップし、各税務署においてこれらの税理士や弁護士の申告をチェックせよといふもので、『税務行政真昼の暗黒』といつてもよい恐るべき事件であった。

全国青税連に課せられた『税理士制度の発展強化』(規約第二条)の立場からこのようないい問題は放置できないところであり、日税連に対し、早速申し入れを行つたのである。

社会的地位向上は

法改正だけに頼るな

私は税理士制度の発展強化という言葉を抽象的に繰り返すだけでは何もならないと考え、まず税理士の社会的地位の向上に直接つながる諸問題をとりあげた。税理士の社会的地位が向上するか否かといふ点に一つの照準を合わせて判断をして來たつもりである。例え

ばヨーロッパ諸国における税務行政の実態を視察しこれを我国に報告し会員の知識とするために第三回ヨーロッパ税制視察団を派遣し、その報告書を頒布した。また、西ドイツから元連邦税理士会々長のラインホルトクレッカーア先生を招へいし、先生の講演会を各地で開催した。

税理士制度の発展、税理士の社会的地位の向上は法制度と切っても切れないと、しかしそれが実現すると

いうことではない。現に西ドイツのように我々からみて理想的な法をもつてゐるわけで

—10周年に躍飛—

(前会長) 湖東京至



小林新会長へバトンタッチ

点から面へ集ることが

社会的地位向上に！

私は次に全国青税連の組織拡大について提案をした。今まで全国

各地に散在しておられた個人会員を県毎、或は市毎に単位青税

いいただき、現在十六都府県に単位

に少ない。

「青税精神」の發揚で引きつづき困難にぶち当ろう

未だ全体の数からみると決して多くない。集ることは、それ自体自由職業人にとって大いに必要である。何の目的がなくともよいからまず、十人で集つてみよ。その

なかから、必らず何か共通の話題が生まれてこよう。仕事上の出来事や、家族のことなど話されよう。そして次第に高い次元の話題に昇華していくのである。そこに税理士の社会的存在、社会的地位向上と直接結びつく討論が生まれ、必ずしも業務に役立つのである。極論すれば

お互い「よくやった！」よくやった！」と肩をたたき合う。これならぬ努力がある。参加される

会員もそれを知っている。そして大会に、その開催地の諸兄の並々に損得なし裏切られることのない若者らしい友情の結晶それが青

税の伝統なのである。

今後税理士法をめぐり一層複雑な状況がわが業界を訪れることがあろう。どのような困難にぶつかることもある。どうぞお心に大きめに頑張っていただきたい。全国の会員諸兄！ 私に寄せて下さった友

会長から引き継いだものであるが、それでもなお不斷にかかる制度の向上のためにたかつてゐる様子がクレッカーア先生の報告にあった。この姿こそ我々が学ばねばならない最も重要なものではなかろう

が、私はとくに点々面へ全国少くとも各県に一青税を目標に活動を展開した。この二年間に会員の御協力をいただき、金沢、仙台、埼玉、千葉、岡山と単位青税が誕生し、滋賀青税も大青税に加入して税理士試験を通った仲間には非常

に多い。

法改正運動を重視

組織を拡大し鹿児島へ

長繁夫
会小林

法対活動の強化

去る七月十七日の十周年記念横浜大会において、伝統ある全青税業計画大綱に選任され、その責任の重さを改めて痛感している次第です。

我々執行部は、早速総会において承認された昭和五十二年度の事業計画大綱にそって、事業計画の具現化とその推進に着手しましたが、一連の事業活動を進めていく中で、目下日税連が進めつつある税理士法改正運動の方向と内容の不透明さを、先ず指摘しなければならない。

そこで、我々は、去る七月二十八日に山本義雄日税連会長に対し税理士法改正運動に関する懇談会を開催を申入れた。

日税連の唯一の広報紙「税理士界」は、昨今連続して、現日税連執行部による法改正運動なるものを特集し、現執行部の功績と、法改正実現近しとの報道を繰返して

はいるものの、その具体的な内容となると、「使命」、「権利義務」、「自主権」、「特試廃止」等々に

関して、何れも全く不透明のままにしている為である。

若しも、先般来我々が指摘してきたように、小規模納税者対策との関連において、改正税理士法の中、税理士の派遣制度なるものが盛込まれるようなことにもなれば、我々の事務所は、納税者の権利を擁護するどころか、大規模な官制税理士事務所の成立を合法化し、強いては、中小零細企業に対する課税の強化を許すことになるであろう。

会社法第二次改正の動きについては、すでに我々は、日税連に対して、①大小会社の区分に反対、(2)連結決算制度の商法導入に反対(3)企業の社会的責任に関する規制は別途特別法によるべしと主張してきただが、その後法務省は、各界

の意見を参考にした審議の結果と

して、今回の「株式制度に関する

改正案」を公表し、改めて各界

に対し意見を求めていた。我々としては、前述の立場に立って、定着している現行株式制度が改正されるねらいを見失うことなく的確に対処していきたい。

改正草案」を公表し、改めて各界に対し意見を求めていた。我々としては、前述の立場に立って、定着している現行株式制度が改正されるねらいを見失うことなく的確に対処していきたい。

的確・迅速な広報活動

前述の如く、税理士法改正運動は、予断を許さない重要な段階にあり、この動きを迅速に全国の会員各位に正確にお伝えしたい。

さらに、会社法第二次改正の危険な方向、付加価値税の一般消費税への変形実施の可能性、小企業納税者対策、税理士不当解雇阻止裁判及び違憲訴訟の二大訴訟についても、公報発行回数を増加するなどして、迅速、正確にお伝えしたい。

日税連の民主化

我々は、連盟の目的として、第一に税理士制度の発展強化をかかげている。

しかし、現行税理士法は、一局を義務づけ、大蔵大臣の厳しい監督下におかれている。

一般会員の直接参加の不可能な問題も、我々の身分に関する問題も、その例外ではなく、我々の選ぶ会長の判断一つで次々に処理されてしまうというのが実状である。

我々が会長選挙を避け通れな

日々業務、研究・親睦活動とと

言ではない。

もに明日の税理士制度の問題にも

思ひをいたし、身近かな仲間で大

いに語り合ってほしい。仕事も、

レジャーも、制度も、気楽に論じ

が直接選挙に訴え、民主化的傾向に浸透しつつあり、多くの単位会合える単位青税の組織作りを積極的に推進したい。各地の会員の特

別のご支援をお願いします。

別の一層会員の自覚が望まれる。

青税会員として

先輩の築いた地盤の上にただ安閑としていたならば、将来後輩から、我々の無責任さを責められるようなことになりはしないだろうか。未知なるものに対する興味と冒險心は我々に与えられた唯一の宝である。

明日のよりよい税理士制度の確立を目指し、税理士会の良識・良心として、伝統に恥じないよう全青税存在の主旨を貫きたい。

冒頭で述べた通り、私は、鹿児島大会へ結集しよう

省略して、専ら、十四単位会の会長の多数決によって、どんどん形

式的に運ばれるのみである。制度の成果は、鹿児島大会において

もその例外ではなく、我々の選ぶ会長の判断一つで次々に処理されてしまうというのが実状である。

我々が会長選挙を避け通れな

い重要問題として認識する理由もここにある。つまり、税理士及び

税理士会の将来は、すべて日税連

会員各位の一層のご理解とご協

力をお願いいたします。

実現しない新企画を盛込み是非成

功させたい。

守る税理士制度の確立は、我々を

思ひ出の場として、青税ならでは

実現しない新企画を盛込み是非成

新役員名簿

() 内は個人会員
(個) は個人会員

副部長	厚生	理事	副部長	研究	副部長	経理	副部長	総務	副部長	会長
小下肥	平加清	林千	亀西	堀部	小佐	辻島	木坂	西土	松佐吉	石小
山平田	松藤水	賀田田	林藤	上井口	田川	田田	田野	井林		
光雅	清勝	佳絃誠安正	孝博	幸勇	建武	健夫	裕繁	穣夫	吉繁	
司春実	志優敏弘	一二男美治	司	夫三一	廣二郎	夫三	裕	夫夫	神鹿	
(大鹿)	(岡名)	(大名)	(東)	(東)	(東)	(東)	(東)	(東)	(名)	(東)

理事	副部長	広報	理事										
奈藤	宮井	塚荻	小涌	細徳	尾石	部福	牛大	土田	井宮	佐松	寺大橋	谷市	田花
良原	原沢	上本野	沢井	谷重	崎龜	井島	熊屋	村上	村藤	岡田	森口	山川	村村
慶克	紀洋	悦孝	弘岳	敏陸	寛一邦	国昭	勇敏	俊貞	大辰	克憲英	絃光	泰重	
吉己	三治	康彦	彦雄	雄之	郎俊	雄三	司昭文	文藏	人己	治彦昇	彦昇	一夫	雄利
(個名)	(大)	(大)	(東)	(名)	(大)	(東)	(神)	(東)	(名)	(大)	(大)	(東)	(神)

理事	副部長	組織	理事										
松吉	五十	小田中	今菅	土長	三菊	岩鈴	小久	大安	佐村	星池	高安	立山	与大
木田	嵐	川野	尾林	沼屋	永浦	池本	木西	田西	藤藤	野田	桑藤	藤石	城田
義忠													渕
文義	稔	繁夫	兵兵	夫夫	五勇	郎孝	志雄	雄之	治命	司明	信一朗	雄哲	雄
(個名)	(個)	(仙)	(大)	(名)	(個)								

会計監事	理事	副委員長	付加価値税	委員長	理事	副部長	法						
加南	下湖	高益	林柏	江稻	後赤加	西真佐	高牧	稻杉	西伊	策緒	川伊	小宮	後
藤谷	田東	橋子	谷垣	成	藤堀	賀山	鍋藤	橋野	葉田	村川	藤部	方田	達
義慎	京正	良伸	幸浩	健	卓博	正賢	誠三	静良	恭公	信史	一照	初隆	允
幸一敬	至美	一郎	男司	一	雄宣	雄次	一郎	雄三	治等	義進	幸郎	男夫	男司
(名)	(大)	(東)	(神)	(大)	(名)	(名)	(大)	(東)	(千)	(神)	(大)	(東)	(個)

全国青税連へ加入しよう

全国青税連は、2200名をこえる会員を擁しており、次のような目的を掲げ活動を行なっています。

1. 税理士制度の発展強化
2. 会員相互の研修及び親睦
3. 会員相互の連絡、提携及び資料交換

本連盟は、青年の気があり、青年らしさがあれば年令を問わず、すべて会員資格があるとされています。ただし、役員はつとめて若い人にお願いしております、現在では40才までの人達が中心となって執行部を構成し運営されています。

また各地域に単位青税が組織されています。

「事務所経営と 税理士業務への提言」

坂田 純一（東京）

ユニークでしかも建設的提言

提言の内容が将来制度化される内容を少なくとも持っているものであり、かつメインテーマである「税理士の社会的地位の向上のために」へ結びつくものを索つてみました。私達は、従来の論議や規制等を無視する位の気持ちで、新しい方向性からユニークでしかも建設的な青税らしい提言を発表いたしました。本稿の当日のシンポジウム報告は、私達の提言が提言集に詳細に論文形式で掲載されていることから、紙面の都合上シンポジウム当日出席者の意見質問等を中心に紹介いたします。

一、事務所の法人化について
○事務所の法人化について
○法人化された場合 勤務税理士は、法人内でどのような変化が生じるのか。——提案者から一例として、勤務税理士が社員（株式取得）になつた例が紹介された。——○法人化の前段階として、共同化

○現在まで税理士会が、保険制度を導入しなかつた理由は。——税理士会では、導入の考えが無いようである（提案者）——

○代理権の補強的役割を果し、税

理士は責任のある判断を、強く打ち出せることができる。

○実現されるとすれば、どのような方法か。——協同組合で、保険会社とタイアップするようになると思われる（提案者）——

四、広告禁止について
○税務検定試験の後援については税理士会がぜひ行ってほしい。

○業務拡大（顧問先獲得）のために広告を行つても、ほとんど効果はないことを、新

入会員に教えてあげる必要がある。

○政治的問題に対するコメントを税理士会が発表することは、時期尚早であり止められた方がよい。

○税理士会が、地域的に広告を数多く出すべきである。

五、兼業禁止について
○税理士会自身が、関与先に保険をすすめるよう指導している。

○関与先に適正な生命保険等をすめることは、むしろ税理士の責

ては、賛成論が多数を占めた。

（提言集作成者）

石龜邦俊・坂田純一・柏谷幸男
湖東京至・板橋則雄・浅沼正三
西川進・伊藤信幸・荻野弘康
木口勇三

会社とタイアップするようになると思われる（提案者）——

（むすび）職業保険制度については、導入賛成論が多く『税理士会で行わなければ、全青税で保険会社と交渉せよ』との意見が出された程出席者は強い関心を示した。

（むすび）兼業禁止が、現実には生活の問題との兼ね合いも多少あるが少なくとも税務顧問という優越的地位を利用して、関与先を利用するような「業」として行なう兼職はしない、ということを出席者の意見が一致した。

（むすび）兼業禁止は、現実には多くの少くとも税務顧問という優越的地位を利用して、関与先を利用するような「業」として行なう兼職はしない、ということを出席者の意見が一致した。

（むすび）会社が危機に陥る例もあり、保険は積極的にすすめるべきである。

（むすび）税理士会が危機に陥る例もあり、保険は積極的にすすめるべきである。

（むすび）税理士会が、もつと積極的に宣伝活動を行う必要があることを訴える会員が多かった。

（むすび）個人の広告についてはその効果がほとんどなく、むしろ社会的にみてもマイナスの要素が多いという意見が多く出た。税理士会が、もつと積極的に宣伝活動を行う必要があることを訴える会員が多かった。

（むすび）個別の広告については、私達の提言については、「横浜大会のシンボジウム」のためだけにこのことで終ることなく、今後共各地青税で検討していただけることを願っております。



【第三分科会】

税理士制度への提言

林佳弘(大阪)

一、国民の信頼の必要性

税理士の社会的地位向上のためには税理士制度が国民の生活に密着し、国民に信頼されなければならない。

現在の企業納税者の税務指導に見られるような税理士の税務官庁への補助機関化は早急に解決し自主性のある税務指導を行つてゆくのが国民の信頼を得る上で必要なことであろう。

国民は税理士に対し、税に関する一切の権利を擁護することを期待しているであろう。

国民の期待に応える法的基盤を

現在の税理士は持たないのである。

二、国民の擁護のための現行法

- ① 税法による租税法律主義と財産権の保障
- ② 行政不服審査法、行政事件訴訟法による権利救済
- ③ 行政相談委員法による行政一般に対する苦情相談機関の設置
- ④ 税務行政に関する権利救済
- ⑤ 国税通則法による異議申立、国税不審査所に対する審査請求、税不審査所に対する審査請求、

税務訴訟

三、現行救済制度と税理士

① 国民の財産権を擁護するための制度としての現在の不服審査所はその構成員等からして問題がある。

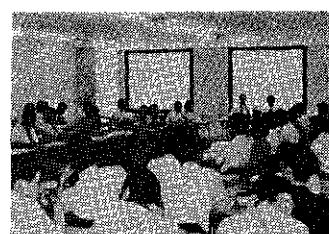
② 税務行政における国民の救済の制度のなかで、税理士及び税理士会は税に関する法律家としてその機能を果す機関を有しない。

③ 税務行政における国民の権利救済制度のなかで、税理士及び税理士会はその社会性を認識させる

四、税理士と自主権

税理士は納税者の代理人として納税者の権利を擁護すべき使命を有し、その納税義務を適正に実現する立場から税務官庁とは常に對等の立場に置かなければならぬ

これに反し現行税理士法では税理士に対する懲戒権、税理士会への監督権は国税庁長官及び大臣にあり、納税者より税理士会はあたかも徵税機関の補助機関であるかの印象を受ける危険性をもつている。



真に納税者の権利擁護のためにすべきである事を一般国民に訴えその支援をもとに自主権を獲得するべきである。

各支部に支所を設ける。

税理士会会員及び税法に関する学識経験者に国税不服審議会の審議委員を委嘱する。

④ 審議会 審議会は審議会会長と審議委員で構成し、審議会会長は税理士会会長が就任する。

⑤ 職務 (1) 租税に関する法律に関する苦情の相談に応じて、申出人を擁護するため何らかの具体策を考え行く必要がある。

種々の問題も含むものと思うが、行政の民主化、租税の領域における納税者の財産権擁護のため左記のような機関を税理士会に設け税理士及び税理士会は国民のための制度として進んではどうか。今後の研究課題として提言する。

⑥ 服務 審議委員はその使命を執行を促し、税務行政機関の処理の結果を申出人に通知すること。

⑦ 依頼人 納税者及びその代理人たる税理士は、租税に関する法律に基づく処分に不服、疑義のあるときはいつでも審議会に審議を依頼することができる。

⑧ 税務官庁との折衝 税理士会会長は税務行政機関と定期的に協議する場を持ち、税務行政の民主化に努力するものとする。

税理士会会長は税務行政機関において擁護し、租税法律主義の適正な実現と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得を助言をする。

⑨ 事案審議報告書を作成し税理士会会員に報告する。

税理士会会長は税務行政機関に對し、相談所の意見を税務行政運営に十分尊重するよう要請する。

税理士会会長は税務行政機関に對し、相談所の意見を税務行政運営に十分尊重するよう要請する。

税理士会は、国民に保障される財産権を租税の領域において擁護し、租税法律主義の適正な遂行の援助をするため国税不服審議会を設置する。

⑩ 位税理士会ごとに設置し、各支部に窓口機関を設ける。

- (1) 目的 税理士会は、納税者の税務行政に関する苦情の解決の促進をはかるとともに税務行政の民主的な運営に寄与するため「税務行政苦情処理相談所」を設置する。
- (2) 所在 税務行政苦情処理相談所（仮称）は税理士会会長は税務行政機関と定期的に協議する場を持ち、税務行政の民主化に努力するものとする。
- (3) 委員会 委員会は税理士会会長は税務行政機関と定期的に協議する場を持ち、税務行政の民主化に努力するものとする。
- (4) 依頼人 紳士会は、国民に保証される財産権を租税の領域において擁護し、租税法律主義の適正な遂行の援助をするため国税不服審議会を設置する。
- (5) 事案審議報告書を作成し税理士会会員に報告する。
- (6) 服務 審議委員はその使命を執行を促し、税務行政機関の処理の結果を申出人に通知すること。
- (7) 依頼人 紳士会は、国民に保証される財産権を租税の領域において擁護し、租税法律主義の適正な実現と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の修得を助言をする。
- (8) 税務官庁との折衝 税理士会会長は税務行政機関と定期的に協議する場を持ち、税務行政の民主化に努力するものとする。
- (9) 事案審議報告書を作成し税理士会会員に報告する。
- (10) 位税理士会ごとに設置し、各支部に窓口機関を設ける。

（提言集作成者 林佳弘）

（提言集作成者 龜田誠二・西村公義）

新 部 長 あ い ざ つ



全 青 稅 は

「税理士会の良心」

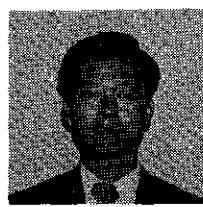
総務部長 坂田 純一

「横浜大会」で十周年を迎えた全青税は、「税理士会の良心」であるという良き伝統を生かしつつさらに活発で、新鮮で、創造的で誠実な活動を行っていくことが必要です。

そして、「良識ある在野精神」を精神的支柱とし、常に開業間近の多くの若い会員の声を基盤とした事業計画の立案や推進を基本的情報を迅速に把握し、各部・委員会の活動を有機的に結合するよう

総務部は、各地（各部）の活動姿勢に、諸活動を行って行きたい

「まとめ役」的役割を果したいと思ひます。



会費の完全収納

経理部長 佐藤 博司

①迅速な全青税活動を計るため、各地単位青税（各部）より、毎月「活動報告（予定）書」を翌日五日迄に提出していただく。

②全国の個人会員との絆をさらに深めるため、隨時生の声（電話）で情報交換を行なう。

③会務活動を中心とした「全青税

より重大な時期に差しかかっております。法改正が、悲劇的な結果となるないように強固な団結が必要です。今後共、会員諸兄の一層の協力をお願いいたします。

懸案の税理士法改正は、いよいよ在院部長等を中心とした「連絡会議」を毎月開催し、全青税の極めの細かい会務運営に努める。

だより」を年数回発行する。
④理事会・常務理事会における議事の効率化をはかるため、会議ごとに議案書的資料を作成する。

⑤在院部長等を中心とした「連絡会議」を毎月開催し、全青税の極めの細かい会務運営に努める。

設置借入の返済が始まり、全青税の最も重要な税理士法改正等の法対策、或は広報活動が現状では財政的に満足できない状態であり、現在の予算では目いっぱいの状況であります。

本年度も經理部として会費の早期完全収納を各団体及び個人会員の各位にお願いし、限られた予算で最大の活動ができるよう各部各自員会に円滑に合理的に支出する

委員会に円滑に合理的に支出する。今度も、精一杯の努力をいたす所有でありますので、会員各位の一層のご協力をお願いいたします。

今まで、精一杯の努力をいたす所有でありますので、会員各位の一層のご協力をお願いいたします。

今まで、精一杯の努力をいたす所有でありますので、会員各位の一層のご協力をお願いいたします。

税理士の社会的地位

向上のため

研究部長 堀 正美



理論的研究を深めたい

研究部長 堀 正美

全国青税連研究部は、秋のシンポジウムそして代議員総会時の分科会又はシンポジウムと年二回意見発表の場を設けることが、ここはからずとも浅学非才の私に研究部長の大役をお任せつかり、その責任の重さを痛感している次第でござります。

幸いにも副部長、部員に優秀な先輩諸氏を選任していただきまして、各部の格別な御後援を得たので、各部の格別な御後援を得て研究部活動を推進してまいる所存でございます。

又事務局設置借入返済も本年度より半額全員償還の方法と新規募集により洗替方式で、すこしでも早く返済できるよう考えております。

ようお願いする次第です。

前年度に引続き経理部長を担当いたすことになりましたが、大変ご協力を賜り有難うございました。お蔭さまにて收支とも予算内で決算ができ全員各位に深く感謝しています。

さて本年度は議案書にも記載されているように前年度仙台、埼玉、千葉と単位青税が誕生いたしましたが全体として会員数が横ばいで会費収入が増えない一方、支出の面で郵便料金、事務局の家賃の値上げ等の経費の増加又事務局

連をはじめ関係諸団体からも注目を集める様になりました。

これも一重に過去十年間諸先輩

並びに各単位青税連の研究努力の賜であると後輩の一人として感謝の念に絶えません。

取り分け十周年記念大会シンボ

ジウムでの「租税制度への提言」、「事務所経営と税理士業務への提言」、「税理士制度への提言」は、内なる研究から、外への研究と行動する全青税への布石とも言えます。

研究部は、11年目をこの布石の初手として単位青税連並びに全青税会員に、シンボジウム及び分科会を理論結集の場とし、その成果を全青税連として内外に意見発表出来ればと指向する所存でござります。

つきましては、会員諸兄並びに単位青税連におかれまして、平素研究検討されています諸問題につきまして、格好の事案がございましたら研究部迄、御意見、御提案を切に希望します。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

厚生部活動の目的の一つである会員相互の親睦と福利をはかる為の行事は、距離的、時間的制約等により、その開催は容易な事ではありません。しかしながら、各単位会に於ては、研究会、親睦行事等を開催され、会の発展強化に努めておられる事はご同意の至りです。

現厚生部としては、来年の鹿児島での定期総会後の親睦会及び観光ツアーや最大の行事になるのではないかと思われます。

この様な数少ない機会に、一人でも多くの参加を頂き、鹿児島大会が成功裡に挙行される様祈念して、郷土鹿児島を少々ご案内しあうと致します。

県都鹿児島市は錦江湾と世界屈指の活火山桜島の雄姿を目前に、市内には、西郷隆盛等明治の偉人先覚者の誕生地、西南戦争の古戦場城山、曲水の庭等、豪華な機庭園、更に錦江湾と鹿児島市の一大パノラマの展望が素晴らしい湯ノ平



鹿児島大会を

厚生部長 肥田 実

成功させよう

展望台等があり、市内より一・二時間の范围内には、コバルトブルーの空と海が美しく、天然砂むし風呂等で有名な指宿、開聞岳、長崎鼻、九州最大の淡水湖の「池田湖」山懐に温泉郷を擁する霧島国立公園等があり、少し足を伸ばすと、北緯三十一度線が走る九州最南端佐多岬等の観光地があります。

その他、産物には、薩摩のカステラと呼ばれるいは殿様菓子な

どと呼ばれる、優雅な「カルカント」、薩摩の生一本「焼酒」、札幌ラーメンと双壁の「ラーメン」、「豚骨料理」「キビナゴ料理」「つけ揚げ」等の郷土料理、そして「薩摩焼」等々枚挙に暇がない程恵まれております。

英気を養い親睦を深めるには最適の地であると思います。

鹿児島大会が燃える桜島の如く豊かにそして想い出の一コマを飾ることが出来ます様、今から準備に取り掛りたいと思います。何分ご協力をお願い致します。



全国各地に

単位青税を!

組織部長 立石 澄雄

私達の全国青税連は、創立以来十年を経過し、今や会員数も二千百余名、単位青税の数も十一を数えるまでに成長いたしました。

これは、日税連単位税理士会十
四会に対し、沖縄を除く、十三単位会には先づ、何としても、単位
青税を設置し、全青税の核的活動

新 部 長 あ い さ つ

個人会員の増強につきましても、全青税の組織力の良さを、特にP.R.に努めて、既会員からも一人でも多くの未入会員の御勧誘がいただける様に、努力してまいります所存ですので、何卒よろしく、御指導、御鞭撻の程御願い申し上げます。

を展開することこそ、日税連民主化へ大きく近づく要素であるとの決意をもって、組織拡大に努めて下さった、先輩諸兄の努力の賜物と深く感謝するものであります。この後を受けて、我々青年税理士が、強力なスクランブルを組み、税理士制度発展に立ち向かうため、個々の力より、組織の力の必要性を訴えて、残された単位税理士会(四国、九州北部会)の地域に重点を置いて、単位青税組織の結成を、強く呼びかけてまいりたいと思います。

新 部 長 あ い さ つ

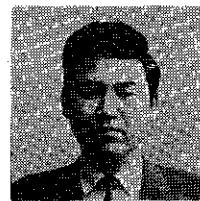


「基本要綱」堅持で!

法対部長 伊藤 信幸

先日の日税連の総会において、東京税理士会以外の各単位税理士会の推薦により山本義雄氏が日税連の会長に就任した事は皆様すでに御存知のことと思います。これにより現山本日税連執行部は今までの会務運営にかなりの自信を深めたことは明らかである。

特に税理士法改正問題については法対策部としては、この秋から積極的に動くと思われる。日税連は法改正運動の状況について常に注目していきたいと思います。又日税連との法改正問題についての懇談会を数多くもうける為の申し入れをすすめ、「基本要綱」に基づく税理士法改正実現の為、努力していきたいと思っています。又資料の面で現行法、昭和三九年改正案、「基本要綱」等の比較表の作成、及び「基本要綱」成立までの税理士法改正の歴史等、資料の



一般消費税の導入に積極的対処を!

付加価値税 対策委員長 江成 健一

付加価値税導入の布石として、大規模売上税、大規模取引税、製造者消費税等の新税の導入が考え入れをすすめ、「基本要綱」に基づく税理士法改正実現の為、努力していきたいと思っています。又資料の面で現行法、昭和三九年改正案、「基本要綱」等の比較表の作成、及び「基本要綱」成立までの税理士法改正の歴史等、資料の

提出していく方針である。その他中小企業問題、税理士解任滥用阻止対策問題、付加価値税問題等、重要課題が山積されているが、それぞれ委員会、特別委員会をもつて対処していく方針です。

何分始めての大役をおおせつかり不馴ではございますが皆様方の御理解と御協力によりこの重大な事態をのり切る為、一所懸命頑張りますので何卒よろしくお願い致します。

整備を現在進めている。次に商法の二次改正問題については、法務省より今後つづきと改定試案が提出されると思われるので、そのつど日税連に対して中小企業者の権利を擁護する立場から意見書を

組織だより

千葉青年税理士連盟

昭和52年5月14日(土) 船橋市

会計監事 二名

当日、全国青税から湖東会長、石龜総務部長、近隣の東京青税岩本会長、神奈川青年税理士クラブ総代幹事等多数が激励にかけつけた。

当委員会は、これら新税について充分なる内容の検討及び、租税制度、税理士制度、財政制度への影響の検討をも併せて行ない、同時に再度、税制調査会への積極的働きかけを行ないたい。

以上の研究成果については十二

月には、パンフレットを発行し、PR資料としてゆきたい。

千葉の場合は、単位税理士会が本会に先立ち毎日新聞社論説委員の西和夫氏の『今後の日本経済のゆくえ』と題して記念講演が行なわれた。出席者全員身近に日本経済の停滞化を感じて、折から熱心にメモを取る風景が見られ、講演終了後の質疑応答も活発に行なわれた。

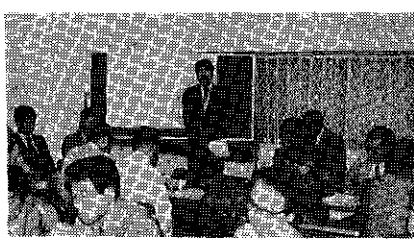
その後、議長に牧野良三君を選出し、議事に入った。結成に至るところ、議長は、議事がスムーズに進行し、役員選出の結果次の諸君が選ばれた。

千葉青税の

千葉の場合は、単位税理士会が本会に先立ち毎日新聞社論説委員の西和夫氏の『今後の日本経済のゆくえ』と題して記念講演が行なわれた。出席者全員身近に日本経済の停滞化を感じて、折から熱心にメモを取る風景が見られ、講演終了後の質疑応答も活発に行なわれた。

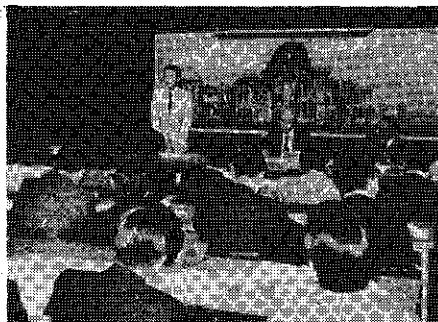
その後、議長に牧野良三君を選出し、議事に入った。結成に至るところ、議長は、議事がスムーズに進行し、役員選出の結果次の諸君が選ばれた。

千葉青税の



す。

幹事 伊藤信幸
副会長 石井幸夫君
会長 菊地孝君
副会長 若干名



「税理士法改正基本要綱」と取組む

広島青年税理士クラブ

「組織拡大をはかり盛大な十周年を迎える!」をスローガンで、西日本方面に対する組織拡大状況をお知らせします。

一月二十三日全青税から中屋副会長、池田組織部長、吉田副部長の三名で、広島青税クラブ代表幹事の河原徳也氏と沖エミ子さんを訪問し、現地の青税活動の状況についてたずねる。

広島市は中国路第一の都市とあって青税クラブも約十年前に結成されており、会員も約八十名程度で毎年三回程の総会（この総会は一月二十三日全青税から中屋副会長、池田組織部長、吉田副部長の三名で、広島青税クラブ代表幹事の河原徳也氏と沖エミ子さんを訪問し、現地の青税活動の状況についてたずねる）

問題には業界を取りまく制度上の問題との係り合いについて関心が高まりつつあることから、河原氏以下の執行部は広島の青税に一石を投する意味で二月総会で初めて「税理士法改正基本要綱」の勉強会を行おうとのこと、さ

つそくその総会の席へ全国青税連からもお伺いすることに決定する

二月五日、広島平和公園前のホテル「あいおい」へ全国青税連から湖東会長以下中屋、池田、吉田（広島担当組織副部長）の四名が総会に出席、湖東会長からは全国青税連の活動状況と「青年税理士の未来の為に税理士制度問題は全國の青年の英知と声を集約する行動が必要」とのあいさつとお願いのあと、税理士法改正基本要綱についてのシンポジウムを開催、発表者は主に青税会員と全国青税連から中屋副会長が加わり展開され

般に単位青税における例会を含めたものと思われる。」を開き、主として親睦と研鑽のみを行っており制度問題については避けてきたきらいがあつたが、若い会員の間には業界を取りまく制度上の問題との係り合いについて関心が高まりつつあることから、河原氏以下の執行部は広島の青税に一石を投する意味で二月総会で初めて「税理士法改正基本要綱」の勉強会を行おうとのこと、さ

つそくその総会の席へ全国青税連からもお伺いすることに決定する

二月五日、広島平和公園前のホ

テル「あいおい」へ全国青税連から湖東会長以下中屋、池田、吉田（広島担当組織副部長）の四名が総会に出席、湖東会長からは全国青税連の活動状況と「青年税理士の未来の為に税理士制度問題は全國の青年の英知と声を集約する行

動が必要」とのあいさつとお願いのあと、税理士法改正基本要綱についてのシンポジウムを開催、発表者は主に青税会員と全国青税連から中屋副会長が加わり展開され

最後に井上広島税政連会長（広島青税特別会員）から、是非「基本要綱」に沿った改正の実現への力強い決意表明で五十余名の会員に深い感銘を与え幕を閉じた。

次期代表幹事は山崎赳氏に決まり、感銘を与えた。会員に決意表明を与え幕を閉じた。

全国青税連への単位加入のお勧めを続けることとなった。

全国青税連への単位加入のお勧めを続けることとなつた。

つまり、今後も制度問題と青税活動の意義について関心を深め乍ら全国青税連への単位加入のお勧めを続けることとなつた。

全国青税連への単位加入のお勧めを続けることとなつた。

全国青税連への単位加入のお勧めを続けることとなつた。

山陽道に青税組織誕生

岡山県青年税理士クラブ創立総会

去る六月二十日岡山の個人会員平松清志氏（組織部理事）を世話人として岡山県青年税理士クラブ発起人会を開き中屋副会長、池田組織部長が出席し、当地の事情を聞くと共に全国青税連や各地の青税活動を紹介、当日岡山県各地から十四名が出席し満場一致で結成を誓いあい、さっそく創立への準備と再度県下一円の青年層への呼び掛けを行い、七月十一日岡山ターミナルホテルにて華々しく創立総会を開くというスピード結成。こ

の総会には岡山県支部会から多くの期待が寄せられ、中国会石井会長はあいにく他と重なり出席出来なかつたが北山基岡山西部会長、平井照郎岡山東部会長が来賓として出席、「税理士法改正においても青年が堂々と税理士としてし主

に全国的な青税活動の重要性が痛感させられる。当日全国青税連か

に全国的な青税活動の重要性が痛

感させられる。当日全国青税連か

に全国的な青税活動の重要性が痛

感させられる。当日全国青税連か

に全国的な青税活動の重要性が痛

原稿募集

機関紙「全国青税連」を会員の皆さま方の力で作りあげて行くために全国の会員からの原稿をお待ちしております。論文、隨筆、雑感、地域的な活動状況報告等なんでも結構ですか是非広報部宛に原稿をお寄せ下さい。

税理士法改正に関する「基本要綱」(3)

昭和四十七年六月 日本税理士連合会

第六 税理士の登録制度

一、税理士の登録 (登録即入会)

税理士となるには、入会しようとする税理士会を経て、日本税理士会連合会に登録の請求をし、日本税理士会連合会に備えられた税理士名簿に登録されなければならない。

原則を明らかにするため、上記のとおり改める必要がある。

二、登録すべき事項

氏名、生年月日、事務所の所在地のほか、事務所の名称を登録事項に加える。このほかの登録事項、登録申請書の様式、その他の登録に関する細目は、日本税理士会連合会が定める。

(理由) 税理士の資格を付与されるには、税理士名簿に登録されることを要件とし、登録を受けるには税理士会に入会することを要件としなければならない。

(理由) 現行税理士法では、登録調査についての権限が明示されていないため、登録調査を円滑に行ない、その目的を十分に果すうえに支障をきたしている。したがって、日本税理士会連合会は、国の行政権の一部としての登録事務を代行するとともに、これにともなう資格審査のための調査の権限をも保有することを明文化して、登録事務の円滑化をはかる必要がある。

四、登録拒否事由

(1) 第24条第7号をつぎのとおり改める。

「税理士の信用又は品位を著しく害する虞れがあり、その他税理士の使命に照らし税理士に対する監督権保持の見地から、この制度を維持することが適当であるが、登録即入会の

三、登録調査の権限

人および官公署その他に対しても、説明、陳述または資料の提出を求めることができる」とある。

資格審査会は、審査に關し必

としての適格性を欠く者。」

しない者。

(理由) (1) 実質的には税理士改めたことと、恣意による判断を慎重ならしめるための変更である。

(2) 第24条第1号につきのもの

を加える。

(1) 不動産鑑定士、不動産鑑定士補、社会保険労務士

て、説明、陳述または資料の提出を求めることができる」とある。

(理由) その後の職業立法により、あらたに資格制度が設けられないので実情にあわせる必要がある。

(理由) 登録拒否事由につきの2項を加える。

(3) 登録拒否事由につきの2項を加える。

目を加える。

(1) 現行税理士法第52条(税理士業務の制限)および第53条第1項(名称の使用制限)

に違反し、その行為があつた日から二年を経過しない者。

(2) 官公署において、国税または地方税に関する事務に從事していた者が、在職中に、自己または他人のために税理士業務の受託の約束をし、または周旋をし、もしくは申出、または他人をしてこれら

の行為をさせた場合において、離職の日から2年を経過

五、登録の取消

(理由) 登録申請書に記載すべき事項を記載せず、または虚偽の記載をして登録を受けた者が、のちにその事実が判明したときに、当該登録を取り消す確にすべきである。

第25条第1項の「登録を受け

る資格に關する重要事項」を明確にすべきである。

(1) 第24条第7号をつぎのとおり改める。

「税理士の信用又は品位を著しく害する虞れがあり、その行為をさせた場合において、離職の日から2年を経過

(理由) (1) 実質的には税理士法第52条および第53条第1項に違反したにもかかわらず、起訴猶予等により処罰の対象とならなかつた者の登録を制限するためである。

(2) 現職の税務職員が、税理士開業の準備のため、関与先獲得の運動を行なうことを防止するためである。

(1) 第24条第7号をつぎのとおり改める。

登録を取消された者が、不服申立をした場合の決定権は、日本

税理士会連合会に別に設置され
る不服審査会が保有することと
する。

- (2) 不服審査会が決定を行なう場合は、事前に必ず、登録を拒否された者および登録を取消された者に意見を述べる機会を与えるなければならない。
- (3) 日会税理士会連合会が、不期審査会の決定にもとづいて行なった処分に対し、なお不服のある者は、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起することができる。

(理由) 現行税理士法第24条の2は、審査裁決権を国税庁長官が保有することとしているが、税理士団体の自主性を尊重する見地から、登録拒否等に対する不服申立てについての決家権は、日本税理士会連合会に別に設置される不服審査会が保有することとし、なおこの決定に不服のある者は、行政事件訴訟法にもとづき、東京高等裁判所にその取消の訴えを提起して救済を求める途をひらいておくことが適当である。

(次号に続く)

十周年記念誌 完成！

全国青税連

——若き情熱と研鑽の記録——

是非お買い求めのうえ、今後の活動の参考にしていただきたい。

■ 定 価
申込先 全国青年税理士連盟
又は各単位青税にお
申込下さい。
二、〇〇〇円

十年のあゆみ

日本税理士連合会
会長 山本義雄 殿

全国青年税理士連盟
会長 小林繁夫

税理士法改正に関する懇談会開催のお願い

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、本連盟にご理解をいただき、先般の本連盟「10年のあゆみ」発行に際しましては、丁重なご挨拶をいただき厚くお礼を申し上げます。

さて、表記の件につき是非とも実現いただきたくお願いいたします。

私どもが昨年10月21日に懇談をいただきましたのは、「自主権については要望している。使命の問題は残している。権利義務の問題がまだ途中まで。試験制度の問題は、もう一度話合う。・・もう2~3カ月で終る。」という段階があり、それから既に9カ月を経過しております。

その後、「税理士界」(日税連機関紙)の報道等によれば、日税連側から、政府に対し、意見表明に関する5段階表明の要望がなされ、さらには、種々の重要会談の結果、「懸案の税理士法改正は、俄かにゴールが見えてきた感じとなった。」と報じられ、また「・・今日、法改正実現の見通しを得るに至りましたが・・」等々と報じられたうえで、業界が一致団結しなければならない最も重要なときであると強く述べておられます。

もとより、業界内の結束の重要性については、言うまでもありませんが、これら法改正の具体的な内容となり

ますと、政府側からも指摘されたように、会員は情報不足のため、理解を得るに至っていないのが実情であります。現に、本連盟におきましても、各地の会員から「税理士法改正に関する基本要綱」との関連において、多くの疑問や不安を訴えてきております。

ご多忙中とは存じますが、特別にご準備いただくには及びませんので、是非来る8月末日位迄に開催下さるようお願いいたします。

なお、先般昭和51年12月20日付にて、山本会長宛に「公認会計士政治連盟・第一税理士協議会の日税連要望書批判」に関する意見表明を強く要望いたしました件につき、本連盟として、別添の通り反論をまとめ発表しましたので、ご参考までに添付いたします。報道によれば第一税理士協議会は、その後も「東京第一税理士会」設立を決めるなど、山本会長殿の業界結束の訴えにも拘らず、税理士会の分裂を目指しているなど全く遺憾です。

懇談会には、本連盟としては、去る7月17日開催の横浜大会において選任された執行部数名が出席の予定です。

本連盟「10年のあゆみ」を添え、一層のご健勝をお祈り申し上げます。

全国青年税理士連盟規約

- 第1条** 本会は全国青年税理士連盟と称とする。
- 第2条** 本会の目的は、下記の通りとする。
- 一 税理士制度の発展強化
 - 二 会員相互の研修及び親睦
 - 三 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第3条** 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもって組織する。
- 2 前項の団体加入については、理事会の承認を必要とする。
- 第4条** 本会の事務局は東京都渋谷区千駄谷5-20-11 シルバービルにおく。
- 第5条** 本会に次の役員を置く。
- 一 会長 一名
 - 一 副会長 若干名
 - 一 理事 100名以内
- 第6条** 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行う者を定める。
- 第7条** 本会に会計監査5名以内を置く。会計監査は会計を監査し、代議員総会に報告する。
- 第8条** 本会の役員及び会計監査は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。
但し補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第9条** 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会及び常務理事会とし、会議の招集は会長が行う。
- 理事会は役員をもって構成し、常務理事会は会長、副会長、部長及び委員長並びに個人加入会員理事の中から理事会が指名した若干名をもって構成する。
- 2 定時代議員総会は毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必至ありと認めるととき又は代議員の3分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。
- 第10条** 代議員総会は本会運営に関する基本的事項を決議し、理事会は会務の執行に関する重要事項を決定する。
- 常務理事会は理事会から委任された事項及び緊急を要する事項を審議決定するが、その決議は次の理事会に報告して承認を得なければならない。
- 第11条** 代議員、役員及び会計監査の選出方法は別に定めるところによる。
- 第12条** 会議はすべて出席者の過半数をもって決する。
委任状はこれを認めない。
- 第13条** 本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。
- 第14条** 本会の事業年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日までとする。
- 第15条** 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって支弁する。
- 第16条** 前条の会費は、1名につき年額3,000円とする。但し中途入会者は月額250円として入会の月より徴収する。
本会の規約の改正については理事会が発議し、代議員総会の議を経て行なう。

代議員選任規程

第1条 (選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

但し、役員及び会計監査は代議員になることができない。

第2条 (選任の方法及びその数)

- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数3名と更に会員数15名につき1名とする。

但し個人加入会員については10名につき1名とする。

- 2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし、定期代議員総会終了の日から1ヶ月以内に選任するものとする。

第3条 (任期)

代議員の任期は、次期代議員選任の日までとする。

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残存期間とする。

第4条 (補充)

代議員の欠員については、3ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

役員選任規程

第1条 本会の役員は、代議員総会において役員候補者の中から選任する。

第2条 団体の推薦を得た会員及び個人加入会員で会員10名以上の推薦を得た者を役員候補者とする。

- 2 一の役員の候補者となった者は同時に他の役員の候補者となることができない。

第3条 会計監査の選出方法は本規程を準用する。

但し、役員は会計監査になることができない。

慶弔規程

第1条 死亡	会 員	10,000円及び花輪
	配偶者	5,000円
第2条 火災	全 燃	5,000円
第3条 病 気	1ヶ月超	5,000円
第4条 風水害		5,000円以内

(実施要領)

- 1 傷害疾病は、入院またはこれに相当する加療中のものとする。

- 2 火災は、会員の事務所または自宅を対象とする。

- 3 風水害は、会員の事務所または自宅を対象とし、床上浸水、家財流出、風水害による半壊以上の被害とする。

- 4 上記の条項の適用の判断が難しい場合は、厚生部会において協議決定する。